

2-3 意思表示

契約が有効に成立するには、意思の合致が必要です。そのため、不完全な意思表示の場合には、その契約が無効になったり、取り消されたりします。ここでは、心裡留保、通謀虚偽表示、錯誤、詐欺、強迫について学びます。

1 意思の不存在

重要度 ★★★

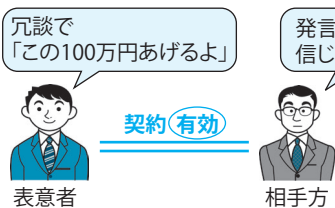
(1) 心裡留保

冗談で100万円を渡して「これ、あげるよ」という意思表示をした場合のように、真意でないことを認識しながら行う意思表示を心裡留保といいます。

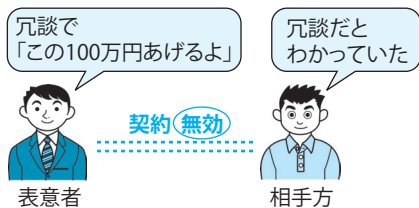
心裡留保による意思表示は原則として**有効**です。これは、冗談だとは知らずに契約を行った相手方を保護するためです。上記の例では、贈与契約が有効に成立します。

ただし、相手方がその意思表示が表意者の真意ではないことを知り、または**知ることができたときには**、相手方を保護する必要はありませんので、**無効**となります。この無効は善意の第三者に対抗することはできません。

▼原則



▼例外



(2) 通謀虚偽表示

実際には売るつもりはないのに買主と通じて売買契約をしたかのように装った場合のように、相手方と通謀してする虚偽の意思表示を**通謀虚偽表示**といいます。

この場合、契約当事者間にその契約をする意思がないので、通謀虚偽表示は**無効**となります。上記の例では、売買契約は無効となります。

ただし、この無効は**善意の第三者に対抗することはできません**。法律上、「**善意**」とは、**その事情を知らない**という意味であり、通謀の事実を知らない第三者を保護するために善意の第三者には対抗できないことになっているのです。

例えば、A所有の土地を通謀虚偽表示によりBに売却した場合、AB間の契約は無効であり、所有者はAのままですが、この土地をBの債権者Cが差し押さえたときには、Cが善意であれば、AはCに対してその不動産が自己の所有物であることを主張できません。

▼通謀虚偽表示



※第三者とは、(契約)当事者以外の者のことであり、「対抗できない」とは、主張できないことであると理解しておきましょう。

▼意思の不存在

種類	原則	例外・その他
心裡留保	有効	・相手方が知りまたは知ることができた場合は、無効となる ・この無効は善意の第三者に対抗することはできない
虚偽表示	無効	・善意の第三者には無効を対抗できない

2 瑕疵ある意思表示

重要度 ★★★

(1) 錯誤

意思表示は、次の①または②の錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的および取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができます。

- ① 意思表示に対応する意思を欠く錯誤 (表示の錯誤)
 - ② 表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤 (動機の錯誤)
- ※②(動機の錯誤)による意思表示の取消しは、**その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り**、することができます。

例えば、Aは、実際には自己所有の甲建物をBに売却するつもりであるにもかかわらず、誤って自己所有の乙建物をBに売却する旨の契約をした場合、上